様式第2号（第7条関係）

第 　　　　　号

年　 月 　日

三股町移住者向け空き家利活用促進支援事業補助金交付決定(却下)通知書

　　　　　　様

三股町長

年 　　月 　　日付けで申請のあった三股町移住者向け空き家利活用促進支援事業補助金については、次のとおり決定(却下)することにしたので通知します。

記

１ 補助金の交付決定額 　　　　　　　円(補助対象額 　　　　　　円)

２ 留意事項

(１) 対象工事の遂行状況について報告を求め、又は調査することがある。

(２) この補助金の対象となった事業が終了した時は、直ちに補助事業実績報告書を提出しなければならない。ただし、特に指示したものについてはこの限りでない。

(３) 申請内容に虚偽その他不正があった場合、補助の決定を取り消すことがある。

３ 却下の場合、その理由

（教示）

１．　この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、三股町長に審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

２．　この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に三股町長を被告として(訴訟において三股町を代表する者は三股町長となります。)提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内にこの処分に対する審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。